

循環第 2981 号
令和 7 年 3 月 25 日

一般社団法人佐賀県産業資源循環協会会長 様

佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課長

令和 7 年（令和 6 年度実績）産業廃棄物管理票（マニフェスト）
に関する報告書提出の周知徹底について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項の規定により、その事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者は、毎年 6 月 30 日までに、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、前年度において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告書を提出することが義務付けられています。

（報告書の様式：同法施行規則第 8 条の 27 で定められている様式第三号）

つきましては、貴団体に所属する会員に対し、管理票に関する報告書の提出について周知徹底いただきますようお願いいたします。

※ただし、電子マニフェストを利用して排出した分については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、事業者自ら報告する必要はありません。

※様式や作成要領等については、佐賀県のホームページをご覧ください。

佐賀県 HP→暮らし・子育て→自然・環境・リサイクル→廃棄物・リサイクル・土砂等の中の「届出・手続」内に掲載しています。

タイトル名は、「令和 7 年（令和 6 年度実績）「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書」を提出してください」です。

佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課
産業廃棄物担当 石橋
電話：0952-25-7108